

(別紙1)

訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは
指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第8条
第4項に規定する訪問看護に限る。）に従事する職員の定数

職 種	定 数

(備考) 職員の定数は、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士等の職種ごとに記載すること